資料３

岩手県保健医療計画への医療機関等名称の記載に関する取扱要領の改正等について

1　岩手県保健医療計画への医療機関等名称の記載に関する取扱要領の概要

（１）趣旨

■　医療計画への疾病・事業ごとの医療機能等を担う医療機関等名称の記載等に関する取扱いについて、必要な事項を定めること

（２）記載対象医療機関等の種別

■　医療計画に記載する医療機関等の種別の定義

（３）医療計画への記載

■　医療計画に記載する医療機関等の名称は、医療計画に定める求められる医療機能等を満たすものについて記載すること

（４）医療機能調査等

■　医療機関等が担う疾病ごとの医療機能等については、医療機能調査を実施すること

■　事業ごとの医療機能等を担う医療機関等については、それぞれの事業において指定等されている医療機関等を記載すること

（５）医療機関等に変更等が生じた場合の取扱い

■　医療機関等が担う医療機能等に変更が生じた場合の手続を定めること

■　知事は、医療審議会の議を経ないで医療計画に記載した医療機関等の名称の変更ができること

（６）報告等

■　医療機関等の名称を変更した場合、知事は医療計画部会に報告すること

（７）公表

■　医療機関等の名称の公表方法について、県の公式ホームページ等によること

（８）その他

■　取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は医療計画部会において定めること

2　取扱要領の改正の趣旨等

（１）岩手県保健医療計画の見直しに伴い、精神疾患、認知症及び在宅医療の医療体制に求められる医療機能の追加等、所要の整理を行おうとするもの。

（２）改正後の要領の施行期日は、次期計画期間と合わせ、平成 25 年４月１日とすること。（附則関係）

（３）改正案の詳細は、「３　新旧対照表」のとおり。

３　改正案（新旧対照表）

改正前	改正後	改正内容等
医療計画への疾病又は事業ごとの医療機関等名称の記載に関する取扱要領	岩手県保健医療計画への医療機関等名称の記載に関する取扱要領	・要領の名称を整理
１　趣　旨 この要領は、「岩手県保健福祉計画（保健医療編）」（以下「医療計画」という。）における４疾病及び６事業の各医療機能を担う医療機関等名称の記載等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。	１　趣　旨 この要領は、「岩手県保健医療計画」（以下「医療計画」という。）における疾病・事業及び在宅医療の各医療機能を担う医療機関等名称の記載等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。	・計画名称変更に伴う整理 ・精神疾患、認知症及び在宅医療の医療体制の追加に伴う整理
２　記載対象医療機関等の種別 (1) 病院 (2) 診療所 (3) その他、記載することが適当と認められるもの なお、刑事施設、少年院等の中に設けられた病院又は診療所及び特別養護老人ホームの医務室や企業内医務室等利用者が限定される施設を除く。	２　記載対象医療機関等の種別 (1) 病院 (2) 診療所 (3) その他、記載することが適当と認められるもの なお、刑事施設、少年院等の中に設けられた病院又は診療所及び特別養護老人ホームの医務室や企業内医務室等利用者が限定される施設を除く。	
３　医療計画への記載 医療計画に記載する４疾病６事業の各医療機能を担う医療機関等の名称は、医療計画で定める医療機関等名称記載基準（別表）（以下「基準」という。）を満たす医療機関等について記載するものとする。	３　医療計画への記載 医療計画に記載する疾病・事業及び在宅医療の各医療機能を担う医療機関等の名称は、医療計画で定める医療機関等名称記載基準（別表）（以下「基準」という。）を満たす医療機関等について記載するものとする。	・精神疾患、認知症及び在宅医療の医療体制の追加に伴う整理
４　医療機能調査等 (1) ４疾病 県は、医療計画の策定に当たり、４疾病に係る医療機関等名称の記載に必要な医療機関等が有する医療機能について、個別に調査を行うものとする。 なお、基準を変更した場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。 (2) ６事業 それぞれの事業において指定等されている医療機関等の名称を記載するものとする。	４　医療機能調査等 (1) 疾病及び在宅医療 県は、医療計画の策定に当たり、疾病及び在宅医療に係る医療機関等名称の記載に必要な医療機関等が有する医療機能について、個別に調査を行うものとする。 なお、基準を変更した場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。 (2) 事業 それぞれの事業において指定等されている医療機関等の名称を記載するものとする。	・在宅医療の体制の追加に伴う整理
５　医療機関等に変更が生じた場合の取扱い (1) 医療機関等の開設者は、新たに医療計画に医療機関等名称の記載を希望するときは、基準で定める医療機能を有する旨の書面を添えて、知事に申し出るものとする。 (2) 医療機関等の開設者は、提供する医療機能が基準を満たさないこと	５　医療機関等に変更が生じた場合の取扱い (1) 医療機関等の開設者は、新たに医療計画に医療機関等名称の記載を希望するときは、基準で定める医療機能を有する旨の書面を添えて、知事に申し出るものとする。 (2) 医療機関等の開設者は、提供する医療機能が基準を満たさないこと	

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正内容等</th></tr>
<tr><td>となったときは、その旨知事に申し出るものとする。
(3) 知事は、(1)又は(2)による申出を受理した場合、速やかにその内容を確認し、岩手県医療審議会の議を経ないで、医療計画における医療機関等名称の記載内容を変更できるものとする。
なお、この場合、予め関係する保健所長へ意見照会を行うものとする。</td><td>となったときは、その旨知事に申し出るものとする。
(3) 知事は、(1)又は(2)による申出を受理した場合、速やかにその内容を確認し、岩手県医療審議会の議を経ないで、医療計画における医療機関等名称の記載内容を変更できるものとする。
なお、この場合、予め関係する保健所長へ意見照会を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>6　報告等
知事は、医療計画に記載する医療機関等の名称を変更した場合は、その内容を岩手県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）に報告するものとする。</td><td>6　報告等
知事は、医療計画に記載する医療機関等の名称を変更した場合は、その内容を岩手県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）に報告するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>7　公　表
医療計画に記載された各医療機能を担う医療機関等の名称については、県のホームページ等において公表するものとする。</td><td>7　公　表
医療計画に記載された各医療機能を担う医療機関等の名称については、県のホームページ等において公表するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>8　その他
この要領に定めるもののほか、医療計画への疾病又は事業ごとの医療機関等名称記載に関して必要な事項は、計画部会において定める。</td><td>8　その他
この要領に定めるもののほか、医療計画への疾病・事業及び在宅医療ごとの医療機関等名称記載に関して必要な事項は、計画部会において定める。</td><td>・精神疾患、認知症及び在宅医療の医療体制の追加に伴う整理</td></tr>
<tr><td>9　この要領は、平成 20 年 3 月 19 日から適用する。</td><td>9　この要領は、平成 20 年 3 月 19 日から適用する。

附　則
この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。</td><td>・施行期日の設定</td></tr>
<tr><td>別表１（４疾病関係）
1　がん
<table><tr><th>医療機能区分</th><th>基　準</th></tr><tr><td>1　予防、早期発見</td><td>①　がん検診を受託すること
②　がんに係る精密検査を実施すること
③　がん検診及び精密検査の結果の情報提供等、がん検診の精度管理に協力すること</td></tr><tr><td>2　がん治療を担</td><td>〈基本的医療機能Ａ〉</td></tr></table></td><td>別表１（疾病関係）
1　がん
<table><tr><th>医療機能区分</th><th>基　準</th></tr><tr><td>1　予防、早期発見</td><td>①　市町村等が実施するがん検診やがんに関連するウイルス検査を受託すること
②　がんに係る精密検査を実施すること
③　精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること
④　敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと</td></tr><tr><td>2　がん医療</td><td>〈基本的医療機能Ａ〉</td></tr></table></td><td>・以下、現行計画に記載している医療機能の修正に伴う整理</td></tr>
</table>

改正前		改正後		改正内容等
う医療機関	①　手術療法、放射線療法、化学療法が実施されること ②　これらを効果的に組み合わせた集学的治療が実施されること **〈基本的医療機能Ｂ〉** ①　手術療法及び化学療法が実施されること **〈基本的医療機能Ｃ〉** ①　手術療法又は化学療法が実施されること **〈基本的医療機能以外の機能Ｄ〉** ①　がん治療と同時に、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを実施すること（緩和ケアチーム、緩和ケア外来の整備） ②　外来化学療法を実施すること ③　相談支援体制を整備していること ④　院内がん登録及び地域がん登録を実施すること		①　手術療法、放射線療法、化学療法が実施されること ②　これらを効果的に組み合わせた集学的治療が実施されること **〈基本的医療機能Ｂ〉** ①　手術療法及び化学療法が実施されること **〈基本的医療機能Ｃ〉** ①　手術療法又は化学療法が実施されること **〈基本的医療機能以外の機能Ｄ〉** ①　がんと診断されたときから、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを実施すること（緩和ケアチーム、緩和ケア外来の整備） ②　外来化学療法を実施すること ③　相談支援体制を整備していること ④　患者やその家族に対して、必要に応じて、心のケアを含めた精神医学的な対応を図ること ⑤　院内がん登録及び地域がん登録を実施すること ⑥　地域連携クリティカルパスの運用を実施していること	
3　療養支援を担う医療機関	**〈基本的医療機能〉** ①　がん患者の受入れを実施し、診断・治療への対応を行うこと **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　緩和ケアの実施 ②　在宅療法患者への訪問診療等の実施 ③　外来化学療法の実施		**《在宅療養支援》** **〈基本的医療機能〉** ①　がん患者の受入れを実施し、診断・治療への対応を行うこと **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　緩和ケアの実施 ②　在宅療法患者への訪問診療等の実施 ③　外来化学療法の実施	
4　歯科医療機関	**〈基本的医療機能〉** ①　専門的口腔ケアを実施していること ②　がん医療を担う医療機関及び療養支援を行う医療機関との連携体制を有していること **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　歯科訪問診療を実施していること	3　歯科医療機関	**〈基本的医療機能〉** ①　専門的口腔ケアを実施していること ②　がんの領域において医科・歯科連携を実施していること（がん医療を担う医療機関及び療養支援を行う医療機関との連携体制を有していること） **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　歯科訪問診療を実施していること	

改正前	改正後	改正内容等

改正前

	②　訪問歯科衛生指導を実施していること

2　脳卒中

医療機能区分	基　準
1　予防	①　高血圧、糖尿病、高脂血症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること ②　初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ③　初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること
2　急性期	**〈基本的医療機能〉** ①　ＣＴ、ＭＲＩ検査が常時対応可能であること ②　専門的診断・治療（手術含む）が常時対応可能であること ③　廃用症候群や合併症の予防のためのリスク管理下における関節可動域訓練、早期座位・立位訓練等の急性期リハビリテーションを実施していること ④　脳卒中を発症し入院した患者を年間20例以上受入れていること **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　選択的脳血栓・塞栓溶解療法（ウロキナーゼ注入等）を実施していること ②　組織プラスミノーゲンアクチベータ（ｔ－ＰＡ）を用いた経静脈的血栓溶解療法を実施していること ③　脳内血腫摘出手術を実施していること ④　経皮的脳血管形成手術を実施していること ⑤　脳動脈瘤被包手術、脳動脈瘤クリッピング手術を実施していること
3　回復期	〈基本的医療機能〉 ①　回復期リハビリテーション病棟又は脳血管等疾患リハ（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）の施設基準を取得し、機能障がいの改善及びＡＤＬの向上のリハビリテーションを集中的に実施していること ②　介護サービス関係者を含めたカンファレンス

改正後

	②　訪問歯科衛生指導を実施していること

2　脳卒中

医療機能区分	基　準
1　予防	①　高血圧、喫煙、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること ②　初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ③　初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること
2　急性期	**〈基本的医療機能〉** ①　ＣＴ、ＭＲＩ検査が常時対応可能であること ②　専門的診断・治療（手術含む）が常時対応可能であること ③　廃用症候群や合併症の予防のためのリスク管理下における関節可動域訓練、早期座位・立位訓練等の急性期リハビリテーションを実施していること ④　脳卒中を発症し入院した患者を年間20例以上受入れていること **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　選択的脳血栓・塞栓溶解療法（ウロキナーゼ注入等）を実施していること ②　組織プラスミノゲン・アクチベータ（ｔ－ＰＡ）を用いた経静脈的血栓溶解療法を実施していること ③　脳内血腫摘出手術を実施していること ④　経皮的脳血管形成手術を実施していること ⑤　脳動脈瘤被包手術、脳動脈瘤クリッピング手術を実施していること
3　回復期	〈基本的医療機能〉 ①　回復期リハビリテーション病棟又は脳血管等疾患リハ（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）の施設基準を取得し、機能障がいの改善及びＡＤＬの向上のリハビリテーションを集中的に実施していること ②　介護サービス関係者を含めたカンファレンス

改正前		改正後		改正内容等
	の実施、参加または医療ソーシャルワーカーの配置等による連携体制を確保していること 〈基本的医療機能以外の機能〉 ① 地域のリハビリテーション実施施設等の従事者に対する研修の実施		の実施、参加または医療ソーシャルワーカーの配置等による連携体制を確保していること 〈基本的医療機能以外の機能〉 ① 地域のリハビリテーション実施施設等の従事者に対する研修の実施	
4 維持期	**〈基本的医療機能①〉** ① 維持期患者を受入れていること ② リハビリ専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか）を配置していること ③ 介護サービス関係者を含めたカンファレンスを実施していること **〈基本的医療機能②〉** 維持期患者の受入れを行っている医療機関で医科のいずれかの事業を実施していること ① 療養病床を有していること ② 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのいずれかを実施していること **〈基本的医療機能③〉** ① 介護老人保健施設であること	4 維持期	**〈基本的医療機能①〉** ① 維持期患者を受入れていること ② リハビリ専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか）を配置していること ③ 介護サービス関係者を含めたカンファレンスを実施していること **〈基本的医療機能②〉** 維持期患者の受入れを行っている医療機関で医科のいずれかの事業を実施していること ① 療養病床を有していること ② 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのいずれかを実施していること **〈基本的医療機能③〉** ① 介護老人保健施設であること	
5 歯科医療機関	**〈基本的医療機能〉** ① 摂食・嚥下リハビリテーションを実施していること ② 専門的口腔ケアを実施していること ③ 急性期、回復期又は維持期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること **〈基本的医療機能以外の機能〉** ① 歯科訪問診療を実施していること ② 訪問歯科衛生指導を実施していること	5 歯科医療機関	**〈基本的医療機能〉** ① 摂食・嚥下リハビリテーションを実施していること ② 専門的口腔ケアを実施していること ③ 脳卒中の領域において医科・歯科連携を実施していること（急性期、回復期又は維持期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること） **〈基本的医療機能以外の機能〉** ① 歯科訪問診療を実施していること ② 訪問歯科衛生指導を実施していること	

3 急性心筋梗塞

医療機能区分	基 準
1 予防	① 高血圧、糖尿病、高脂血症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること

3 急性心筋梗塞

医療機能区分	基 準
1 予防	① 脂質異常症、喫煙、高血圧、糖尿病、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること

改正前		改正後		改正内容等
	②　初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ③　初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること		②　初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ③　初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること	
２　急性期・亜急性期	**(1) ＰＣＩまで行う医療機関** **〈基本的医療機能〉** ①　心電図、胸部Ｘ線検査を実施していること ②　心エコー検査を実施していること ③　心臓カテーテル検査を実施していること ④　ＰＣＩを実施していること **〈上記以外の医療機能〉** ①　合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること ②　冠動脈バイパス手術を実施していること ③　経静脈的血栓溶解療法を実施していること ④　ＣＣＵ又はＣＣＵに準じた病床を有していること ⑤　心大血管リハビリ施設基準を取得していること ⑥　再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること **(2) 内科的治療を行う医療機関** **〈基本的医療機能〉** ①　心電図、胸部Ｘ線検査を実施していること ②　心エコー検査を実施していること ③　内科的治療（ＰＣＩを除く）を実施していること ④　ＰＣＩを行う医療機関との連携体制を確保していること **〈上記以外の医療機能〉** ①　合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること ②　経静脈的血栓溶解療法を実施していること ③　ＣＣＵ又はＣＣＵに準じた病床を有していること ④　心大血管リハビリ施設基準を取得していること	２　急性期・亜急性期	**(1) ＰＣＩまで行う医療機関** **〈基本的医療機能〉** ①　心電図、胸部Ｘ線検査を実施していること ②　心エコー検査を実施していること ③　心臓カテーテル検査を実施していること ④　ＰＣＩを実施していること **〈上記以外の医療機能〉** ①　合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること ②　冠動脈バイパス手術を実施していること ③　経静脈的血栓溶解療法を実施していること ④　ＣＣＵ又はＣＣＵに準じた病床を有していること ⑤　心大血管リハビリ施設基準を取得していること ⑥　再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること **(2) 内科的治療を行う医療機関** **〈基本的医療機能〉** ①　心電図、胸部Ｘ線検査を実施していること ②　心エコー検査を実施していること ③　内科的治療（ＰＣＩを除く）を実施していること ④　ＰＣＩを行う医療機関との連携体制を確保していること **〈上記以外の医療機能〉** ①　合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること ②　経静脈的血栓溶解療法を実施していること ③　ＣＣＵ又はＣＣＵに準じた病床を有していること ④　心大血管リハビリ施設基準を取得していること	

改正前		改正後		改正内容等
	⑤　再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること		⑤　再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること	
3　回復期	**〈基本的医療機能〉** ①　生活指導による基礎疾患の管理を実施していること ②　心大血管リハビリ施設基準を取得していること ③　電気的除細動による対応を実施していること ④　急性増悪時の急性期医療機関との連携が確保されていること ⑤　再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ⑥　再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること	3　回復期	**〈基本的医療機能〉** ①　生活指導による基礎疾患の管理を実施していること ②　心大血管リハビリ施設基準を取得していること ③　電気的除細動による対応を実施していること ④　急性時の急性期医療機関との連携が確保されていること ⑤　再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ⑥　再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること	
4　慢性期・安定期	**〈基本的医療機能〉** ①　定期外来診療等による基礎疾患の管理を実施していること **〈上記以外の医療機能〉** ①　心電図、心エコー検査を実施していること ②　運動療法等によるリハビリテーションを実施していること ③　電気的除細動による対応を実施していること ④　急性増悪時の急性期医療機関との連携が確保されていること ⑤　再発症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ⑥　初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること	4　慢性期・安定期 （再発予防）	**〈基本的医療機能〉** ①　定期外来診療等による基礎疾患の管理を実施していること **〈上記以外の医療機能〉** ①　心電図、心エコー検査を実施していること ②　運動療法等によるリハビリテーションを実施していること ③　電気的除細動による対応を実施していること ④　急性時の急性期医療機関との連携が確保されていること ⑤　再発症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ⑥　初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること	
5　歯科医療機関	**〈基本的医療機能〉** ①　専門的口腔ケアを実施していること ②　歯周治療を実施していること ③　急性期、回復期又は慢性期・安定期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　歯科訪問診療を実施していること	5　歯科医療機関	**〈基本的医療機能〉** ①　専門的口腔ケアを実施していること ②　歯周治療を実施していること ③　急性心筋梗塞の領域において医科・歯科連携を実施していること（急性期、回復期又は慢性期・安定期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること） **〈基本的医療機能以外の機能〉** ①　歯科訪問診療を実施していること	

改正前	改正後	改正内容等

改正前

	②　訪問歯科衛生指導を実施していること

4　糖尿病

医療機能区分	基　準
1　初期・安定期治療	①　糖尿病の診断、治療の動機付け及び生活習慣指導の実施 ②　糖尿病の評価に必要な検査の実施 ③　食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールの実施 ④　糖尿病合併症予防のための血圧・脂質の管理・指導
2　専門治療	**〈基本的医療機能〉** ①　初期・安定期治療に求められる機能 ②　糖尿病の評価に必要な専門的検査の実施 ③　外来での糖尿病教室の実施 ④　糖尿病患者のインスリン導入・治療 ⑤　糖尿病合併症の管理・指導 **〈基本的医療機能以外の医療機能〉** ①　糖尿病教育入院の実施 ②　糖尿病患者の妊娠への対応 ③　低血糖時及びシックデイの対応
3　急性合併症治療	①　糖尿病の急性合併症（糖尿病昏睡、重度感染症等）の治療に関する 24 時間対応
4　慢性合併症治療	糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害及び歯周病について、求められる医療機能 ①　糖尿病網膜症に対する検査・治療の実施 ②　糖尿病腎症に対する検査・治療の実施 ③　糖尿病神経障害に対する検査・治療の実施 ④　歯周病に対する検査・治療の実施

改正後

	②　訪問歯科衛生指導を実施していること

4　糖尿病

医療機能区分	基　準
1　初期・安定期治療	①　糖尿病の診断、治療の動機付け及び生活習慣指導を実施していること ②　75ｇＯＧＴＴ、ＨｂＡ１ｃ等糖尿病の評価に必要な検査を実施していること ③　食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールを実施していること ④　糖尿病合併症予防のための血圧・脂質の管理・指導を実施していること
2　専門治療	**〈基本的医療機能〉** ①　初期・安定期治療に求められる機能を有していること ②　糖尿病の評価に必要な専門的検査を実施していること ③　外来での糖尿病教室を実施していること ④　糖尿病患者のインスリン導入・治療を実施していること ⑤　糖尿病合併症の管理・指導を実施していること **〈基本的医療機能以外の医療機能〉** ①　糖尿病教育入院を実施していること ②　糖尿病患者の妊娠に対応していること ③　低血糖時及びシックデイに対応していること
3　急性増悪時治療	①　糖尿病の急性合併症（糖尿病昏睡、重度感染症等）の治療を 24 時間実施していること
4　慢性合併症治療	**①　糖尿病網膜症** **〈基本的医療機能〉** ・蛍光眼底造影検査を実施していること **〈基本的医療機能以外の医療機能〉** ・網膜光凝固術 を実施していること ・硝子体手術を実施していること **②　糖尿病腎症に対する検査・治療の実施** ・食事、運動、仕事等の日常生活に関する療養指導を実施していること

改正前	改正後	改正内容等

	・透析療法を実施していること **③　糖尿病神経障害に対する検査・治療の実施** ・糖尿病神経障害の診断を実施していること ・薬物療法を実施していること
5　歯科医療機関	①　糖尿病患者に対する歯周治療を実施していること（日本糖尿病協会歯科医師登録医であること） ②　糖尿病患者の歯科治療時の偶発症（脳血管障害、虚血性心疾患、低血糖昏睡、糖尿病昏睡）に対して緊急時の対応を行えること ③　糖尿病患者の歯科治療時の偶発性に対応できるよう、医療機関（かかりつけ医療機関、専門医療機関又は急性合併症治療実施医療機関）との連携体制を確保していること

5　精神疾患

医療機能区分	基　準
1　予防・アクセス	**(1) 予防（精神科医療機関及び一般の医療機関）** ①　住民の精神的健康の増進のための普及啓発、一次予防に協力すること ②　保健所、精神保健福祉センターや産業保健の関係機関と連携すること **(2) アクセス（一般の医療機関）** ①　精神科医との連携を推進していること ②　かかりつけの医師等の対応力向上のための研修等に参加していること **(3) うつ病（一般の医療機関）** ①　うつ病の可能性について判断できること ②　症状が軽快しない場合等に適切に紹介できる専門医療機関と連携していること ③　うつ病等に対する対応力向上のための研修等に参加していること
2　治療・回復・社会復帰	**(1) うつ病以外（精神科医療機関）** ①　患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供すること ②　必要に応じ、訪問支援を提供できること ③　精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精

改正前	改正後		改正内容等
		神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ④　精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ⑤　早期の退院に向けて、病状が安定するための服薬治療や精神科作業療法等の支援や、相談支援事業者等との連携により、退院を支援すること ⑥　障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること **(2)　うつ病（精神科医療機関）** ①　うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断できること ②　うつ病の、他の精神障がいや身体疾患の合併などを多面的に評価できること ③　患者の状態に応じて、薬物療法及び精神療法等の非薬物療法を含む適切な精神科医療を提供でき、必要に応じて、他の医療機関と連携できること ④　患者の状態に応じて、生活習慣などの環境調整等に関する助言ができること ⑤　かかりつけの医師をはじめとする地域の医療機関と連携していること	
	３　精神科救急・身体合併症・専門医療	**(1)　精神科救急（精神科医療機関）** ①　精神科救急患者の受け入れが可能な設備を有すること（検査室、保護室、手厚い看護体制等） ②　地域の精神科救急医療体制に参画し、地域の医療機関と連携すること ③　継続的に診療している自院の患者・家族や精神科救急情報センター等からの問い合わせ等について、夜間・休日も対応できる体制を有すること **(2)　身体合併症（精神科医療機関及び一般の医療機関）** ①　身体疾患を合併した患者に対応する医療機関については、身体疾患と精神疾患の両方につい	

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正内容等</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>て適切に診断できる（一般の医療機関と精神科医療機関とが連携できる）こと
②　身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、精神病床で治療する場合は、身体疾患に対応できる医師又は医療機関の診療協力を有すること
③　身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、一般病床で治療する場合は、精神科リエゾンチーム 又は精神科医療機関の診療協力を有すること
④　地域の医療機関や、介護・福祉サービス、行政機関等と連携できること
(3) 専門医療（精神科医療機関）
①　専門医療を提供する医療機関は、各専門領域において、適切な診断・検査・治療を行なえる体制を有し、専門領域ごとに必要な、保健・福祉等の行政機関等と連携すること
②　医療観察法指定医療機関は、個別の治療計画を作成し、それに基づき必要な医療の提供を行うとともに、保護観察所を含む行政機関等と連携すること</td></tr>
</table>
6　認知症
<table>
<tr><th>医療機能区分</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td>1　早期発見、診断・治療</td><td>**(1) 認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院**
〈基本的医療機能〉
①　地域包括支援センターや介護支援専門員との連携し、認知症の人の日常的な診療を行っていること
②　認知症の可能性について判断し、専門医療機関を紹介していること
③　認知症対応力向上のための研修等に参加していること
(2) 認知症疾患医療センター及び認知症の診療を行う専門医療機関
〈基本的医療機能〉
①　医療相談室を配置し、専門医療相談の実施及</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正内容等</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>び地域包括支援センターとの連携を行っていること
②　認知症の鑑別診断及びそれに基づく初期対応を行っていること
③　合併症及び周辺症状への急性期対応を行っていること
④　かかりつけ医等に対し研修を実施していること
⑤　認知症治療に関する情報発信を行っていること
⑥　退院支援部署を設置していること</td></tr>
<tr><td>２　療養支援等</td><td>(1)　認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院
〈基本的医療機能〉
①　認知症疾患医療センター等の医療機関と連携し、認知症療養計画に基づき、患者や家族への療養方針の説明及び療養支援を行っていること</td></tr>
<tr><td>３　地域での生活支援</td><td>(1)　認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院
〈基本的医療機能〉
①　認知症疾患医療センター、訪問看護事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等との連携会議等に参加していること
〈上記以外の医療機能〉
①　認知症サポート医等が、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域包括支援センター等の情報を把握し、かかりつけ医等への助言等を行っていること</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>別表２（６事業関係）
１　周産期医療
<table>
<tr><th>医療機能区分</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td>１　ハイリスク
《総合周産期母子医療センター》</td><td>①　リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療を提供すること
②　ＭＦＩＣＵを含む産科病棟、ＮＩＣＵを含む新生児病棟を有していること
③　県下各地域からの搬送の受け入れが可能であること</td></tr>
</table>
</td>
<td>別表２（事業関係）
１　周産期医療
<table>
<tr><th>医療機能区分</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td>１　ハイリスク</td><td>(1)　総合周産期母子医療センター
①　リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療を提供すること
②　相当規模のＭＦＩＣＵを含む産科病棟、ＮＩＣＵを含む新生児病棟を備えていること
③　県下各地域からの搬送の受け入れが可能であること</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

改正前		改正後		改正内容等
	④　周産期医療情報センターの機能を有していること		④　周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ることが可能であること ⑤　周産期医療情報センターの機能を有していること	
2　中・低リスク 《地域周産期母子医療センター》 《周産期母子医療センター協力病院》	①　周産期に係る比較的高度な医療を提供すること ②　産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること ③　合併症妊婦に対応できる診療科を有していること ④　地域周産期関連施設との連携機能を有していること ⑤　正常分娩に対応すること ①　周産期に係る比較的高度な医療を提供すること ②　地域周産期医療センター機能を補完すること ③　地域周産期関連施設との連携機能を有していること ④　正常分娩に対応すること	2　中・低リスク	**(1)　地域周産期母子医療センター** ①　周産期に係る比較的高度な医療を提供すること ②　産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること ③　合併症妊婦に対応できる診療科を有していること ④　地域周産期関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの後送を受け入れるなど、地域周産期関連施設との連携機能を有していること ⑤　市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと ⑥　正常分娩に対応すること **(2)　周産期母子医療センター協力病院** ①　周産期に係る比較的高度な医療を提供すること ②　産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること ③　総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターと連携を図り、状況に応じ地域周産期母子医療センター機能を補完すること ④　市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと ⑤　正常分娩に対応すること	
3　低リスク 《病院・診療所》	①　主に正常分娩に対応すること ②　他医療機関との連携により、合併症や帝王切開術を行うこと ③　妊婦等検診を含めた分娩前後の診療を提供す	3　低リスク	**(1)　病院・診療所** ①　産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること ②　主に正常分娩に対応すること ③　他医療機関との連携により、合併症への対応や帝王切開術を行うこと ④　妊婦等健診を含めた分娩前後の診療を提供す	

改正前	改正後	改正内容等

改正前

	ること
《助産所》	①　正常分娩に対応すること ②　低リスク妊娠の妊婦健診を行うこと ③　妊産婦の保健始動を行うと

2　小児救急医療

医療機能区分	基　準
1　初期小児救急医療	①　救急医療の必要な小児患者に対し、外来診療により治療を行うこと ②　緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること ③　地域で小児医療に従事する開業医等が、病院や休日夜間急患センター等において、休日・夜間の初期小児救急医療に参画すること
2　入院小児救急医療 （第二次小児救急医療）	①　小児科を標榜する一般小児医療機関や、初期小児救急医療機関との連携を図り、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと
3　小児救命救急医療 （第三次小児救急医療）	①　重篤な小児救急患者を、原則として 24 時間 365 日受け入れることが可能であること

3　救急医療

医療機能区分	基　準
1　初期救急医療	①　救急医療の必要な患者に対し、外来診療によ

改正後

	ること ⑤　妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること ⑥　市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと **(2) 助産所** ①　正常分娩に対応すること ②　低リスク妊娠の妊婦健診を行うこと ③　妊産婦の保健指導を行うこと ④　市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと

2　小児救急医療

医療機能区分	基　準
1　初期小児救急医療	①　平日昼間や休日夜間等において、初期小児救急医療を提供すること ②　緊急手術や入院等を要する場合に備え、専門医療機関との密接な連携体制を構築すること
2　入院小児救急医療 （第二次小児救急医療）	①　入院を要する小児救急医療を 24 時間 365 日体制で実施すること ②　小児科を標榜する診療所や一般病院等との密接な連携体制を構築すること ③　高度専門的な対応について、高次機能病院との密接な連携体制を構築すること ④　小児の家族に対するサポート支援を実施すること
3　小児救命救急医療 （第三次小児救急医療）	①　重篤な小児救急患者に対する救急医療を 24 時間 365 日体制で実施すること

3　救急医療

医療機能区分	基　準
1　初期救急医療	①　主に、独歩で来院する軽度の救急患者に対し、

改正前		改正後		改正内容等
	り治療を行うこと ②　病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、第二次及び第三次救急医療機関と連携していること		夜間及び休日における外来診療を提供すること ②　病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関と連携すること ③　自治体と連携のうえ、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民に対し周知すること	
2　入院救急医療（第二次救急医療）	①　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ②　救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ③　救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること ④　救急医療を要する傷病者のための専用病床又は優先的に使用される病床を有すること ⑤　初期救急医療機関、第三次救急医療機関等と連携を図り、患者の受け入れ、転送を行っていること	2　入院救急医療（第二次救急医療）	①　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ②　救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ③　救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること ④　救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること	
3　救命救急（第三次救急医療）	①　重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を、原則として 24 時間 365 日必ず受け入れることが可能であること ②　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ③　重篤救急患者の診療体制に必要な要員を常時確保しておくこと。特に、緊急手術に必要な人員の動員体制を確立しておくこと ④　病棟（専用病床、ＩＣＵ、ＣＣＵなど）、診療棟（診察室、緊急検査室、Ｘ線室、手術室等）等を備え、常時重篤な患者に対し高度な治療が可能であること	3　救命救急（第三次救急医療）	①　重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を、原則として 24 時間 365 日必ず受入れることが可能であること ②　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ③　重篤救急患者の診療体制に必要な要員を常時確保しておくこと。（特に、緊急手術に必要な人員の動員体制を確保しておくこと） ④　病棟（専用病床、ＩＣＵ、ＣＣＵなど）、診療棟（診察室、緊急検査室、Ｘ線室、手術室等）等を備え、常時重篤な患者に対し高度な治療が可能であること	

4　災害医療

医療機能区分	基　準
1　災害拠点病院	①　災害時に多発する重篤救急患者への救命医療等を行うために必要な施設・設備、医療従事者を確保していること ②　多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド等を有していること

4　災害医療

医療機能区分	基　準
1　災害拠点病院	①　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する災害救急患者への救命医療等を行うための高度な診療機能を有すること

改正前		改正後		改正内容等
	③　被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること ④　水、食料、医薬品、医療器具等を備蓄していること ⑤　対応マニュアルの整備、研修・訓練等による人材育成を実施していること ⑥　広域災害・救急医療情報システムの端末を有し、その使用方法に精通していること		②　自己完結型の医療チーム（ＤＭＡＴを含む。）の派遣機能を有すること ③　患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応すること ④　多数の患者への対応を行うための必要な施設・設備、医療従事者を確保していること ⑤　水・食料、医薬品、医療資器材等の備蓄や供給に係る協定を締結していること ⑥　災害対応マニュアルの整備、研修・訓練等による人材を育成すること ⑦　ＥＭＩＳ等の使用方法に精通していること	
２　ＤＭＡＴの派遣	①　国が実施するＤＭＡＴ研修等必要な専門的トレーニングを受けている医療従事者チームを確保していること ②　被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行方の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等を有していること ③　災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、救急病院等が派遣する（仮称）医療救護班と連携を図ること	２　災害急性期の応援派遣	①　ＤＭＡＴ研修等必要な専門的トレーニングを受けている医療従事者チームを確保していること ②　自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等の資器材を所有すること ③　災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、医師会、日本赤十字社、医療関係団体等を中心とした医療チームと連携を図ること	
３　第二次救急医療施設等	①　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ②　救急医療を行うために必要な施設及び整備を有すること ③　携行式の応急用資機材、応急用医薬品が整備されていること ④　災害急性期から連続する亜急性期において、住民が継続的な医療を受けられるよう、災害拠点病院やＤＭＡＴ等災害急性期の医療を担う機関と連携していること ⑤　災害亜急性期から慢性期にかけて、住民が医療と一体となった保健活動を受けられるよう、健康管理を担う機関と連携していること	３　災害中長期の応援派遣	①　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ②　救急医療を行うために必要な施設及び整備を有すること ③　携行式の応急用資機材、応急用医薬品が整備されていること ④　災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、災害拠点病院やＤＭＡＴ等災害急性期の医療チームと連携していること ⑤　災害中長期において、住民が医療と一体となった保健活動を受けられるよう、健康管理を担う機関と連携すること	

改正前	改正後	改正内容等

5　へき地医療

医療機能区分	基　準
1　へき地診療所	①　初期診療が可能な医師等がいること ②　必要な診療部門、医療機器等があること ③　緊急な内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること
2　へき地医療拠点病院	①　巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること ②　へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助を行うこと

6　うつ対策

医療機能区分	基　準
精神病床を有する精神科病院	①　専門的な診療が可能な精神科医がいること ②　必要に応じ、適切な精神科医療（通院・入院）が受け入れられること

5　へき地医療

医療機能区分	基　準
1　へき地診療所	①　初期診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ②　必要な診療部門、医療機器等があること ③　緊急な内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ④　へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加すること
2　へき地医療拠点病院	①　巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること ②　へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助を行うこと ③　へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ④　遠隔診療等の実施による各種の診療応援を実施すること ⑤　高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等の援助を実施すること

［削除］

別表３

１　在宅医療

施設区分	機能・役割
１　病院・診療所	**(1)　退院支援** ①　退院支援担当者を配置し、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を行っていること **(2)　日常の療養支援** ①　往診又は訪問診療を行っていること ②　在宅療養者や家族のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供されるよう、在宅医療に係

改正前	改正後		改正内容等
		る医療機関と情報共有や相談をするなどの連携を図っていること **(3) 急変時の対応** ① 患者の急変時において、自院又は近隣の医療機関との連携体制により 24 時間の対応を行っていますか。 ② 病院、有床診療所等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受入れや、重症で対応できない場合は、他の医療機関と連携する体制が確保されていること **(4) 看取り** ① 自宅等、患者の希望する場所での終末期ケアや看取りを行っていること ② 介護施設等による看取りを支援することが可能であること ③ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、必要に応じて受入れが可能であること **(5) 在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所** ① 在宅療養支援病院又は在宅支援診療所の届出を行っていること ② 「機能強化型」の在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所の届出を行っていること	
	2 病院（歯科）・歯科診療所	① 在宅療養歯科診療所の届出を行っていること ② 訪問歯科診療を行っていること ③ 在宅医療に係る医療機関と情報共有や相談をするなど連携を図っていること	
	3 薬局	① 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること ② 患者宅における薬剤管理指導（在宅患者訪問管理指導料又は居宅療養管理指導費が算定されるもの）を行っていること ③ 在宅療養患者が通常利用する医薬品や医療・衛生材料等の提供が可能な体制が整っていること ④ 患者の急変に対応するため、休日・夜間の調	

<table>
<tr><th>改正前</th><th colspan="2">改正後</th><th>改正内容等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>剤又は在宅患者への対応を行っていること</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>４　訪問看護事業（訪問看護ステーション、病院又は診療所）</td><td>①　在宅療養患者に対する訪問看護を行っていること
②　在宅医療に係る医療機関と情報共有や相談をするなど連携を図っていること
③　患者の急変時において、24 時間の対応を行っていること
④　自宅等、患者の希望する場所における終末期ケアを行っていること</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">備　考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

４　医療機関等名称の公表スケジュール（案）について

■平成 25 年４月　医療機能調査の実施

■　　〃　　６月　医療機能調査の取りまとめ

■　　〃　　７月　医療計画部会（医療機関等名称の公表について審議）

■　　〃　　〃　　疾病・事業及び在宅医療ごとの医療機能を担う医療機関等名称の公表（県公式ホームページ）